

平成22年3月31日
号外第5号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

人事委員会規則

- 人事委員会規則7-0（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則…………… 1
- 人事委員会規則7-1（給料等の支給）の一部を改正する規則…………… 3
- 人事委員会規則7-2（給料の調整額）の一部を改正する規則…………… 4
- 人事委員会規則7-3（管理職手当）及び人事委員会規則7-3（管理職手当）の一部を改正する規則（平成19年3月30日公布）の一部を改正する規則…………… 4
- 人事委員会規則7-8（宿日直手当）の一部を改正する規則……………10
- 人事委員会規則7-33（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則……………11
- 人事委員会規則7-36（通勤手当）の一部を改正する規則……………11
- 人事委員会規則7-45（初任給調整手当）の一部を改正する規則……………12
- 人事委員会規則7-46（特殊勤務手当）の一部を改正する規則……………15
- 人事委員会規則7-62（特勤勤務手当等）の一部を改正する規則……………16
- 人事委員会規則7-66（時間外勤務手当）の一部を改正する規則……………16
- 人事委員会規則7-67（休日勤務手当）の一部を改正する規則……………17
- 人事委員会規則7-75（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則……………17
- 人事委員会規則8-6（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則……………17
- 人事委員会規則9-9（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則……………19
- 人事委員会規則10-4（職員からの苦情相談）の一部を改正する規則……………19
- 人事委員会規則12-0（一般職の任期付研究員の採用等）の一部を改正する規則……………19

人事委員会規則

人事委員会規則七一〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七一〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

規則七一〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第一の表二級の項第二号中「、スポーツ主事」を削り、同表三級の項第二号及び四級の項第二号中「、学芸主事又はスポーツ主事」を「又は学芸主事」に改め、同表の備考を次のように改める。

備考 この表において「教育庁等」とは、教育委員会の本庁、地方機関及びこれに準ずる機関をいう。

別表第一の表二級の項第二号中「、スポーツ主事」を削り、同表三級の項第二号及び四級の項第二号中「、学芸主事又はスポーツ主事」を「又は学芸主事」に改め、別表第一の表二級の項中第二号を削り、第三号を第一号とし、別表第一の表一級の項第三号から第八号までを削り、別表第一の表一級の項中「准看護師」を「技師」に改め、同表二級の項を次のように改める。

2 級	保健師又は助産師の職務
-----	-------------

別表第一の表三級の項第三号中「看護師、」を削り、同項第四号を削り、同表五級の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第一号とし、同表六級の項を次のように改める。

6 級	5級に掲げる職務で特に高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務
-----	----------------------------------

別表第一の表の備考以外の部分を次のように改める。

チ 医療職給料表(二)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
薬 獣 栄 劑 医 養 師 師 士	大 学 卒			5	3	2
			0	5	8	10
	短 大 卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒			5	3	2
			0	5	8	10
	短 大 3 卒		1	5	3	2
		0	1	6	9	11
そ の 他	短 大 卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
	高 校 卒		5	5	3	2
		0	6	11	14	16
	中 学 卒		5	5	3	2
		4	10	15	18	20

「診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師」並びに「及び診療放射線技師」に該当する職種の級別資格基準表。

リ 医療職給料表(3)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
保 健 師 助 産 師	大 学 卒			5	5	2
			0	5	10	12
	短 大 卒			7	5	2
		0	7	12	14	

備考 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時（保健師及び助産師で看護師免許を有する職員にあつては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第三の三高卒の項第三号(中)「保健師助産師看護師法」のトに「(昭和23年法律第203号)」を削り、同表備考中「旧保健婦助産婦看護婦法」を「養成所保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(平成13年法律第153号)」による改正前の保健婦助産婦看護婦法」に改める。

別表第六の表を次のように改める。

チ 医療職給料表(二)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 劑 師	大 学 卒	2 級 1 号 給
獣 医 師	大 学 6 卒	2 級 13 号 給
	大 学 4 卒	2 級 1 号 給
栄 養 士	大 学 卒	2 級 1 号 給
	短 大 卒	1 級 11 号 給
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	2 級 1 号 給
	短 大 3 卒	1 級 17 号 給
そ の 他	高 校 卒	1 級 1 号 給

備考 別表第2の医療職給料表(二)級別資格基準表の備考に規定する職員に第15条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、同表の備考の規定を準用する。

別表第六の表の備考以外の部分を次のように改める。

リ 医療職給料表(二)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
保 健 師 助 産 師	大 学 卒	2 級 11 号 給
	短 大 3 卒	2 級 5 号 給

別表第六の表の備考第一項を削り、同表の備考第二項中「備考第二項」を「備考」に改め、同項を同表の備考第一項とし、同表の備考第三項中「第21条第3号」を「第21条第4号」に、「助産師又は看護師」を「又は助産師」に改め、同項を同表の備考第二項とする。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七十一(給料等の支給)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則七十一(給料等の支給)の一部を改正する規則

規則七十一(給料等の支給)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条」を「第二十六条」に改める。

第四条中「平成七年秋田県条例第三号」の下に「。以下「勤務時間条例」という。」を加える。

第十二条第一項中「第十六条第一項第三号」を「第十四条第一項第三号」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 職員が勤務時間条例第八条の四第一項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「次の」とあるのは、「勤務時間条例第八条の四第一項の規定により時間外勤務代休時間が指

定された日の属する給与期間の次の」とする。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一二（給料の調整額）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則七一二（給料の調整額）の一部を改正する規則

規則七一二（給料の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一知事公室総合防災課の項中「知事公室総合防災課」を「総務部総合防災課」に改め、同表太平療育園の項を削り、同表千秋学園の項中「（2に掲げる者を除く。）」及び「並びに児童を指導する業務に従事することを本務とする班長及び専門主幹」を削り、同表保健所の項を削り、同表盲学校の項、聾学校の項及び養護学校の項を次のように改める。

特 別 支 援 学 校	教育に直接従事することを本務とする職員	一
-------------	---------------------	---

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七二三（管理職手当）及び人事委員会規則七二三（管理職手当）の一部を改正する規則（平成十九年三月三十日公布）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則七二三（管理職手当）及び人事委員会規則七二三（管理職手当）の一部を改正する規則（平成十九年三月三十日公布）の一部を改正する規則

（規則七二三（管理職手当）の一部改正）

第一条 規則七二三（管理職手当）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局本庁の項中「知事公室長」を削り、「出納局長」を「出納局長
危機管理監」に、「次長」を「次長
少子化対策
学術国際局
局長」に、「温暖化対策統括監」を「研究統括監
食農観連携統括監
新エネルギー政策統括監」に、「室長」を「総務事務センター長
センター長」を「室長」に改
め、「考査員」及び「報道監」を削り、「防災監」を「防災監
県市町村協働推進監」に、「事業調整監」を「情
少子化政策推進監」を「防災監
地域活力推進監
スポーツ振興監
少子化対策推進監」に、「農
報システム開発推進監」を「農
内
康医療推進監」を「企業誘致専門監」を「韓国交流推進監」に改
山村ビジネス推進監」に、「韓国交流推進監」を「流域防災監」に、「専門主幹」を「検査主幹」に改
易振興監」を「流域防災監」を「市街地再開発推進監」に改
陸線利用推進監」を「市街地再開発推進監」に改

め、同表知事部局地域振興局の項中「地域振興監」、「チームリーダー」、「班長」及び「専門主幹」を削り、同表

知事部局地域振興局建設部河川砂防課のダム管理事務所の項を削り、同表知事部局東京事務所の項中

課長
企画監
班長
専門主幹

	三種
	五種

を「課長」

三種」に改め、同項の次に次のように加える。

自治研修所	所長	二種
	次長	三種

別表第一知事部局公文書館の項中

館長	三種
副館長	五種
班長	
専門主幹	

を「館長」三種」に

改め、同表知事部局消防学校の項中「班長」及び「専門主幹」を削り、同表知事部局自治研修所の項及び知事部局健康環境センターの項を次のように改める。

スポーツ科学センター	所長	四種
福祉相談センター	所長	三種
精神保健福祉センター	所長	三種
児童相談所	所長(中央児童相談所に限る。)	三種
	所長(中央児童相談所を除く。)	四種
千秋学園	園長	四種
女性相談所	所長	四種
衛生看護学院	学院長	二種
	副学院長	五種
	事務長	
	教務部長	
生活センター	所長	三種
健康環境センター	所長	二種
	室長	三種
	部長	四種
	上席主幹	
食肉衛生検査所	所長	四種
動物管理センター	所長	四種
鳥獣保護センター	所長	五種
農業研修センター	所長	四種

別表第一知事部局農林水産技術センターの項中「上席主幹」を削り、

部長(農業試験場を除く。)
班長
専門主幹
上席研究員
主任専門研究員

	五種
	六種

を「部長(農業試験場を除く。)

五種」に改め、同項の次に次のように加える。

病害虫防除所	所長	四種
花き種苗センター	所長	五種
家畜保健衛生所	所長 (中央家畜保健衛生所に限る。)	三種
	所長 (中央家畜保健衛生所を除く。)	四種
	次長	
北海道事務所	所長	三種
大阪事務所	所長	三種
名古屋事務所	所長	三種
福岡事務所	所長	三種

別表第一知事部局総合食品研究所の項中「総合食品研究所」を「総合食品研究センター」に、

- 「 主席研究員
- 上席主幹
- 班長
- グループリーダー
- 専門主幹
- 上席研究員

	四種
	五種

を「 主席研究員

に改め、同表知事部局産業技術総合研究センターの項中

主席研究員	五種
班長	
専門主幹	
上席研究員	

を「 主席研究員

に改め、同表知事部局福祉相談センターの項から知事部局福岡事務所の項までを次のように改める。

企業立地事務所	所長	二種
	上席主幹	四種

別表第一知事部局職業能力開発校の項中

校長	四種
班長	五種
専門主幹	

を「 校長 四種

に改め、同表知事部局港湾事務所の項及び知事部局砂子沢ダム建設事務所の項を次のように改める。

砂子沢ダム建設事務所	所長	五種
港湾事務所	所長 (秋田港湾事務所に限る。)	四種
	所長 (秋田港湾事務所を除く。)	五種

「 所長 四種

別表第一知事部局秋田空港管理事務所の項中

班長	五種
専門主幹	

を

所長	三種
----	----

に改め、同表知事部局大館能代空港管理事務所の項中

所長	
班長	
専門主幹	

四種	
五種	

を

所長	四種
----	----

に改め、同表知事部局労働委員会事務局の項中「専門主幹」を削り、同表議会議会事務局の項中「参事」及び「専門主幹」を削り、同表人事委員会人事委員会事務局の項中「専門主幹」を削り、同表監査委員監査委員事務局の項中

課長	三種
上席主幹	四種

を「課長」に改め、「専門主幹」を削り、同表教育委員会教育庁本庁の項中

主幹	五
主席専門員	六
主任専門員	七

種	
種	
種	

を

班長	五種
----	----

に改め、同表教育委員会教育事務所の項中

副所長	
主任専門員	

六種	
七種	

を

副所長	六種
-----	----

に改め、同表教育委員会教育事務所出張所の項中

出張所長	
主任専門員	

五種	
七種	

を

出張所長	五種
------	----

に改め、同表教育委員会総合教育センターの項中

主幹	
主任専門員	

五種	
七種	

を

主幹	
----	--

に改め、同表教育委員会図書館の項中「主任専門員」を「主任図書専門員」に改

所長	四種
----	----

め、同表教育委員会青少年交流センターの項中

主任専門員	七種
-------	----

を

所長	五種
----	----

に改め、同表教育委員会少年自然の家の項中

所長	
副所長	
主任専門員	

四種	
六種	
七種	

を

所長	五種
----	----

に改め、同表教育委員会近代美術館の項中

主幹	
主任専門員	

五種	
七種	

を

主幹	五種
----	----

に改め、同表教育委員会博物館の項中

副館長	
主任専門員	

四種	
七種	

を

副館長	四種
-----	----

に改め、同表教育委員会農業科学館の項中

館長	
副館長	
主任専門員	

三種	
五種	
七種	

を

館長	四種
----	----

に改め、同表教育委員会生涯学習センターの項中「二種」を「三種」に、

副所長	
主任専門員	

	四種
	七種

を

副所長	
-----	--

に改め、同表教育委員会埋蔵文化財センターの項中「三種」

を「四種」に、「主任専門員」を「主任文化財専門員」に改め、同表教育委員会スポーツ科学センターの項を削り、同表教育委員会高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校（人事委員会が別に定める学校を除く。）の項及び同表教育委員会高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校（人事委員会が別に定める学校に限る。）の項を次のように改める。

高等学校及び特別支援学校	校長（人事委員会が別に定める校長に限る。）	四種
	校長（人事委員会が別に定める校長を除く。）	五種
	主幹（人事委員会が別に定める主幹に限る。）	
	教頭（人事委員会が別に定める教頭を除く。）	六種
	教頭（人事委員会が別に定める教頭に限る。）	七種
事務長		

「高齢者交通事故対策官

別表第一警察警察本部の項中「高齢者交通事故対策官」を企画官に改め、「刑事調査官」を削

刑事調査官

り、同表警察警察署の項中「秋田中央警察署」の下に「及び秋田東警察署」を加える。

別表第二第一号の表中「130,300円」を「119,900円」に改め、八級の項を次のように改める。

8 級	二 種	84,600円
-----	-----	---------

別表第二第一号の表中「79,700円」を「70,800円」に、「74,800円」を「66,500円」に、「66,500円」を「58,200円」に、「58,200円」を「49,900円」に、「49,900円」を「41,600円」に、「41,600円」を「33,200円」に、「63,500円」を「55,500円」に、「55,500円」を「47,600円」に、「47,600円」を「39,700円」に、「39,700円」を「31,700円」に、「51,800円」を「44,400円」に、「44,400円」を「37,000円」に、「37,000円」を「29,600円」に改め、三級の項を削り、別表第二第二号の表中「95,700円」を「86,100円」に、「90,900円」を「81,800円」に、「80,500円」を「71,500円」に、「71,500円」を「62,600円」に、「77,500円」を「68,900円」に、「68,900円」を「60,300円」に改め、別表第二第三号の表四級の項を次のように改める。

4 級	二 種	81,900円
	三 種	72,800円
	四 種	63,700円
	五 種	54,600円
	六 種	45,500円

別表第二第三号の表中「69,300円」を「60,700円」に、「60,700円」を「52,000円」に、「52,000円」を「43,300円」に、「52,900円」を「44,100円」に、「43,300円」を「34,700円」に、「44,100円」を「35,300円」に、「58,400円」を「50,100円」に、「50,100円」を「41,700円」に、「41,700円」を「33,400円」に改め、別表第二第四号の表四級の項を次のように改める。

4 級	二 種	78,900円
	三 種	70,100円
	四 種	61,400円
	五 種	52,600円
	六 種	43,800円

別表第二第四号の表中「68,800円」を「60,200円」に、「60,200円」を「51,600円」に、「51,600円」を「43,000円」に、「52,500円」を「43,700円」に、「43,000円」を「34,400円」に、「43,700円」を「35,000円」に、「57,200円」を「49,000円」に、「49,000円」を「40,800円」に、「40,800円」を「32,700円」に改め、別表第二第五号の表中「129,300円」を「119,000円」に、「103,400円」を「93,100円」に、「80,600円」を「71,700円」に、「71,700円」を「62,700円」に、「62,700円」を「53,700円」に、「65,000円」を「56,900円」に、「56,900円」を「48,700円」に改め、別表第二第六号の表を次のように改める。

4 級	一 種	126,600円
3 級	二 種	92,500円
	三 種	82,200円

別表第二第七号の表中「78,800円」を「70,100円」に改め、六級の項から四級の項までを次のように改める。

6 級	四 種	58,200円
	五 種	49,900円
5 級	四 種	55,000円
	五 種	47,100円

別表第二第八号の表中「69,300円」を「60,700円」に改め、五級の項を次のように改める。

5 級	五 種	47,400円
-----	-----	---------

別表第三第一号の表中「112,900円」を「103,900円」に改め、八級の項を次のように改める。

8 級	二 種	71,800円
-----	-----	---------

別表第三第一号の表中「65,600円」を「58,300円」に、「57,800円」を「51,400円」に、「51,400円」を「45,000円」に、「45,000円」を「38,500円」に、「38,500円」を「32,100円」に、「32,100円」を「25,700円」に、「47,200円」を「41,300円」に、「41,300円」を「35,400円」に、「35,400円」を「29,500円」に、「29,500円」を「23,600円」に改め、別表第三第二号の表を次のように改める。

円」に、「39,100円」を「33,500円」に、「33,500円」を「27,900円」に、「27,900円」を「22,400円」に改め、三級の項を削り、別表第三第二号の表中「83,800円」を「75,500円」に、「77,300円」を「69,500円」に、「62,900円」を「56,000円」に、「56,000円」を「49,000円」に、「58,500円」を「52,000円」に、「52,000円」を「45,500円」に改め、別表第三第三号の表四級の項を次のように改める。

4 級	二 種	76,500円
	三 種	68,000円
	四 種	59,500円
	五 種	51,000円
	六 種	42,500円

別表第三第三号の表中「54,100円」を「47,300円」に、「47,300円」を「40,600円」に、「40,600円」を「33,800円」に、「41,500円」を「34,600円」に、「33,800円」を「27,100円」に、「34,600円」を「27,700円」に、「39,100円」を「33,500円」に、「33,500円」を「27,900円」に、「27,900円」を「22,400円」に改め、別表第三第四号の表四級の項を次のように改める。

4 級	二 種	74,600円
	三 種	66,300円
	四 種	58,000円
	五 種	49,800円
	六 種	41,500円

別表第三第四号の表中「53,000円」を「46,400円」に、「46,400円」を「39,800円」に、「39,800円」を「33,100円」に、「40,700円」を「33,900円」に、「33,100円」を「26,500円」に、「33,900円」を「27,100円」に、「38,600円」を「33,100円」に、「33,100円」を「27,600円」に、「27,600円」を「22,100円」に改め、別表第三第五号の表中「98,300円」を「90,500円」に、「78,700円」を「70,800円」に、「59,900円」を「53,300円」に、「53,300円」を「46,600円」に、「46,600円」を「39,900円」に、「46,200円」を「40,400円」に、「40,400円」を「34,700円」に改め、別表第三第六号の表を次のように改める。

4 級	一 種	106,700円
3 級	二 種	70,300円
	三 種	62,500円

別表第三第七号の表中「67,200円」を「59,700円」に改め、六級の項から四級の項までを次のように改める。

6 級	四 種	46,100円
	五 種	39,500円
5 級	四 種	40,200円
	五 種	34,500円

別表第三第八号の表中「53,200円」を「46,600円」に改め、五級の項を次のように改める。

5 級	五 種	35,300円
-----	-----	---------

(規則七十三(管理職手当)の一部を改正する規則(平成十九年三月三十日公布)の一部改正)

第二条 規則七十三(管理職手当)の一部を改正する規則(平成十九年三月三十日公布)の一部を次のように改正する。

附則第三項第一号及び第二号中「額」の下に「から、同日にその者が受けていた給料月額に百分の二を乗じて得た額を減じた額」を加え、同項第三号及び第四号中「額」の下に「から、同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる給料月額に百分の二を乗じて得た額を減じた額」を加え、同項第五号中「額」の下に「から、同日にその者が受けていた給料月額に百分の二を乗じて得た額を減じた額」を加え、同項第六号中「額」の下に「から、同日に当該異動をしたものとした場合にその者が受けることとなる給料月額に百分の二を乗じて得た額を減じた額」を加える。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七十八(宿日直手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七十八(宿日直手当)の一部を改正する規則

規則七十八(宿日直手当)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に改める。

第二条中「あつて次の各号」を「あつて次」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とする。

第三条中「その他の」を削り、同条第三号中「、千秋学園又は太平療育園」を「又は千秋学園」に改め、同条第五号中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「県立の特別支援学校」に改める。

第四条第一項第二号を削り、同項第三号中「第二条第三号」を「第二条第二号」に、「から第九号」を「から第八号」に、「あつて」を「あつて」に改め、同号を同項第二号とする。

第五条の見出しを「(補則)」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七十三三(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七十三三(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則

規則七十三三(給料表の適用範囲)の一部を次のように改正する。

第二条中「の各号」を削り、「、事務長及び事務員である」を「その他の船員である」に改める。

第三条第一項第二号中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「県立の特別支援学校」に改め、同項第四号中「、埋蔵文化財センター又はスポーツ科学センター」を「又は埋蔵文化財センター」に改め、「勤務する」の下に「所長(教育事務所又は埋蔵文化財センターに勤務する所長を除く。)、館長、」を加え、「、スポーツ主事」を削り、同項第六号中「秘書課、県民文化政策課、雇用労働政策課又は公文書館」を「スポーツ振興課、障害福祉課、温暖化対策課、雇用労働政策課、公文書館又はスポーツ科学センター」に改める。

第三条の二第一項第二号中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「県立の特別支援学校」に改め、同項第三号中「、埋蔵文化財センター又はスポーツ科学センター」を「又は埋蔵文化財センター」に改め、「勤務する」の下に「所長(教育事務所又は埋蔵文化財センターに勤務する所長を除く。)、館長、」を加え、「、スポーツ主事」を削り、同項第四号中「総合政策課、県民文化政策課、環境あきた創造課又は秋田地域振興局福祉環境部健康づくり推進チーム」を「地域活力創造課、県民文化政策課、環境管理課又はスポーツ科学センター」に改める。

第四条第一号を次のように改める。

一 資源エネルギー産業課

第四条第四号を次のように改める。

四 総合食品研究センター

第五条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第六条中「、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、生化学検査技術者、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師」を「及び診療放射線技師」に改め、同条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 千秋学園

第六条中第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 家畜保健衛生所

第六条中第七号を第六号とし、第八号を削る。

第七条中「保健指導又は看護等」を「保健指導等」に、「、助産師、看護師及び准看護師」を「及び助産師」に改め、同条中第三号から第五号までを削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 保健所

第七条中第六号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 中央児童相談所

第七条中第七号を第六号とし、第八号を削る。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七十三六(通勤手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七十三六(通勤手当)の一部を改正する規則
規則七十三六(通勤手当)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項を次のように改める。

3 条例第十二条第三項第一号に規定する特別料金等の額に相当する額(以下「特別料金等相当額」という。)は、次の各号に掲げる特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる特別急行列車等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額

二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる特別急行列車等 当該回数乗車券等の通勤一回分の特別料金等の額(その額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に、支給単位期間における特別急行列車等を利用した通勤回数を乗じて得た額

第十三条に次の一項を加える。

4 第二項の規定により適用される第七条ただし書に該当する場合の特別料金等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの特別急行列車等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額(その額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第十五条を次のように改める。

(権衡職員等の範囲)

第十五条 条例第十二条第四項の任用の事情等を考慮して規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が四十キロメートル以上若しくは通勤時間が六十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるもの

二 人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつた者以外の者(次条の規定の適用を受ける者を除く。)のうち、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が四十キロメートル以上若しくは通勤時間が六十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるもの

第十六条の二第一項を次のように改める。

条例第十二条第五項の規則で定める日は、規則七十一(給料等の支給)第二条に規定する給料の支給日(以下「支給日」という。)とする。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後の日とすることができる。

第十六条の二第二項中「支給単位期間等」を「支給単位期間(次項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)

又は当該各号に定める期間(以下「支給単位期間等」という。)

」に改め、同条第三項第三号中「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」を「一箇月当たりの特別料金等相当額」に改める。

第十七条の二第三項第一号中「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」を「一箇月当たりの特別料金等相当額」に、「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等」を「一箇月当たりの特別料金等相当額等」に改め、「の二分の一」を削り、「払戻金二分の一相当額」を「払戻金相当額」に改め、同項第二号中「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等」を「一箇月当たりの特別料金等相当額等」に改め、同号(一)及び(二)中「払戻金二分の一相当額」を「払戻金相当額」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七十四五(初任給調整手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七十四五(初任給調整手当)の一部を改正する規則

規則七十四五(初任給調整手当)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 条例第九条の二第一項第三号に規定する職は、行政職給料表、研究職給料表及び医療職給料表(二)の適用を受ける職員の職とする。

第三条を次のように改める。

(職員の範囲)

第三条 条例第九条の二第一項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

一 前条第一項に規定する職に採用された職員及び同条第二項に規定する職に採用された職員(医師法(昭和二十三年法律第二百一号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一号)に規定する歯科医師免

許証を有する者に限る。)であつて、その採用が、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から三十七年(医師法に規定する臨床研修(第六条において「臨床研修」という。)を経た者にあつては三十九年、医師法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第四十七号)による改正前の医師法に規定する実地修練(第六条において「実地修練」という。)を経た者にあつては三十八年)を経過するまでの期間(以下「経過期間」という。)内に行われたもの

一 前条第三項に規定する職に採用された職員(獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)に規定する獣医師免許証を有する者に限る。)であつて、その採用が、大学卒業の日から二十五年を経過するまでの期間内に行われたもの

第四条中「の各号」を削り、同条第二号中「前条」を「前条第一号」に改め、同条に次の一号を加える。

二 前条第二号に規定する期間内に新たに第二条第三項に規定する職を占めることとなつた職員で獣医師法に規定する獣医師免許証を有するもの

第五条中「三十五年」の下に「(第三条第二号又は前条第三号に規定する職員にあつては、十五年)」を加える。

第六条第一項中「三十五年」の下に「(第三条第二号又は第四条第三号に規定する職員にあつては、十五年)」を、「あつては五年)」の下に「(第三条第二号又は第四条第三号に規定する職員にあつては、一年)」を、「職員(」の下に「第三条第一号又は第四条第一号若しくは第二号に規定する職員であつて、」を加え、「職員を」を「ものを」に改める。

第七条中「第三条又は第四条」を「第三条第一号又は第四条第一号若しくは第二号」に改める。

第九条中「経過期間」の下に「(第三条第二号又は第四条第三号に規定する職員にあつては、第三条第一号に規定する期間)」を加える。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種		
	円	円	円	円	円
1 年 未 満	410,900	365,500	306,000	50,000	30,000
1 年 以 上 2 年 未 満	410,900	365,500	306,000	50,000	29,000
2 年 以 上 3 年 未 満	410,900	365,500	306,000	50,000	28,000
3 年 以 上 4 年 未 満	410,900	365,500	306,000	50,000	27,000
4 年 以 上 5 年 未 満	410,900	365,500	306,000	50,000	26,000
5 年 以 上 6 年 未 満	410,900	365,500	306,000	50,000	25,000
6 年 以 上 7 年 未 満	410,900	365,500	306,000	48,200	24,000
7 年 以 上 8 年 未 満	410,900	365,500	306,000	46,400	23,000
8 年 以 上 9 年 未 満	410,900	365,500	306,000	44,600	22,000
9 年 以 上 10 年 未 満	410,900	365,500	306,000	42,800	21,000
10 年 以 上 11 年 未 満	410,900	365,500	306,000	41,000	18,000
11 年 以 上 12 年 未 満	410,900	365,500	306,000	39,200	15,000
12 年 以 上 13 年 未 満	410,900	365,500	306,000	37,400	12,000

13年以上14年未満	410,900	365,500	306,000	35,600	9,000
14年以上15年未満	410,900	365,500	306,000	34,200	6,000
15年以上16年未満	410,900	365,500	306,000	32,800	
16年以上17年未満	406,500	361,500	302,700	31,400	
17年以上18年未満	402,100	357,500	299,400	30,000	
18年以上19年未満	397,700	353,500	296,100	28,600	
19年以上20年未満	393,300	349,500	292,800	27,200	
20年以上21年未満	388,900	345,500	289,500	25,800	
21年以上22年未満	369,600	328,700	275,800	25,200	
22年以上23年未満	349,900	311,600	261,800	24,600	
23年以上24年未満	330,700	295,000	248,400	23,700	
24年以上25年未満	311,400	278,100	234,600	23,100	
25年以上26年未満	292,000	261,300	221,000	22,500	
26年以上27年未満	269,400	240,600	203,400	21,900	
27年以上28年未満	247,200	220,300	186,400	21,300	
28年以上29年未満	224,900	200,000	169,200	20,600	
29年以上30年未満	202,200	179,300	151,600	20,300	
30年以上31年未満	177,500	157,500	133,700	19,900	
31年以上32年未満	152,700	135,600	115,500	19,300	
32年以上33年未満	128,200	114,000	97,700	18,500	
33年以上34年未満	90,200	82,200	71,700	17,600	
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	16,900	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員をいう。

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七十四六(特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七十四六(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

規則七十四六(特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「、障害者自立訓練センターに勤務する職員」及び「、精神障害者」を削る。

第五条の二及び第六条を削る。

第六条の二第二項中「第九条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第二項中「第九条第三項」を「第七条第三項」に改め、同条を第六条とする。

第七条中「第十条第一項」を「第八条第一項」に、「環境あきた創造課」を「環境管理課」に改める。

第八条第一項中「第十一条第一項第一号」を「第九条第一項第一号」に、「資源産業課」を「資源エネルギー産業課」に、「健康環境センター、農林水産技術センター、総合食品研究所、産業技術総合研究センター、保健所、生活センター、農業研修センター、病害虫防除所、花き種苗センター」を「保健所、生活センター、健康環境センター、農業研修センター、農林水産技術センター、病害虫防除所、花き種苗センター、総合食品研究センター、産業技術総合研究センター」に改め、同条第二項中「第十一条第一項第二号」を「第九条第一項第二号」に改める。

第九条第一項中「第十二条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改め、同項の表中「港湾事務所及び砂子沢ダム建設事務所」を「砂子沢ダム建設事務所及び港湾事務所」に、「会計管財課」を「財産活用課」に改め、同条第二項中「第十二条第一項第四号」を「第十条第一項第四号」に改め、同条第三項中「第十二条第一項第五号」を「第十条第一項第五号」に改める。

第十条中「第十三条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第十一条中「第十六条第一項第二号」を「第十四条第一項第二号」に改める。

第十二条第一項中「第十九条第一項」を「第十七条第一項」に、「港湾事務所及び砂子沢ダム建設事務所」を「砂子沢ダム建設事務所及び港湾事務所」に改め、同条第二項中「第十九条第三項」を「第十七条第三項」に改める。

第十三条中「第二十条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第十四条中「第二十一条第一項第一号」を「第十九条第一項第一号」に改める。

第十五条中「第二十二条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第十六条第一項中「第二十三条第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第二十三条第一項第三号」を「第二十一条第一項第三号」に改める。

第十七条中「第二十四条第一項」を「第二十二條第一項」に改める。

第十八条中「第二十五条第一項」を「第二十三條第一項」に改める。

第十九条第一項中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条第二項中「第二十六条第三項」を「第二十四条第三項」に改める。

第二十条第一項中「第二十六条まで(第九条第三項及び第十九条第三項)」を「第二十四条まで(第七条第三項及び第十七条第三項)」に改める。

第二十一条中「第二十七条」を「第二十五条」に改め、同条第一号中(一)及び(二)を削り、(三)を(一)とし、(四)を(二)とし、(五)を(三)とし、同号(六)中「第二十五条第一項第十一号」を「第二十三條第一項第十一号」に改め、同号(六)中「第二十五条第一項第十二号」を「第二十三條第一項第十二号」に改め、同号(六)中「第二十五条第一項第十三号」を「第二十三條第一項第十三号」に改め、同号(六)中「第二十五条第一項第十五号」を「第二十三條第一項第十五号」に改め、同号中(六)を(四)とし、(七)を(五)とし、同条第二号中(一)及び(二)を削り、(四)を(三)とし、(五)を(四)とし、(六)を(五)とし、(七)を削り、(八)を(六)とし、(九)を(七)とし、同号十(中)中「第二十五条第一項第十二号」を「第二十三條第一項第十二号」に改め、同号中(中)を(八)とし、(三)を(九)とし、同条第四号(一)中「第十一条第一項第一号」を「第九条第一項第一号」に改め、同号(三)中「第二十一条第一項第二号」を「第十九条第一項第二号」に改め、同条第五号中「第二十一条第一項第二号」を「第十九条第一項第二号」に、「第二十五条第一項第八号」を「第二十三條第一項第八号」に改める。

第二十二条第二項中「第十七条第一項」を「第十五條第一項」に改め、同条第三項中「第二十三條第一項第二号(一)」を「第二十一条第一項第二号(一)」に、「第二十二條第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条第四項中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

別表放射線取扱手当の項及び夜間看護等手当の項を削り、同表乗船作業手当の項中「第十六条第一項第一号」を「第十四條第一項第一号」に、「第十六条第一項第二号」を「第十四條第一項第二号」に改め、同表災害応急作業等手当の項中「第二十一条第一項第一号」を「第十九條第一項第一号」に、「第二十一条第一項第二号」を「第十九條第一項第二号」に改め、同表学校職員手当の項中「第二十三條第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に、「第二十三條第一項第二号(一)」を「第二十一条第一項第二号(一)」に、「第二十三條第一項第二号(二)」を「第二十一条第一項第二号(二)」に改める。

□に、「第二十三条第一項第三号」を「第二十一条第一項第三号」に改め、同表備考一中「第二十三条第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七十六二（特地勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則七十六二（特地勤務手当等）の一部を改正する規則

規則七十六二（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表第一の四級地の項中「北秋田地域振興局建設部河川砂防課萩形ダム管理事務所」を「北秋田地域振興局建設部工務課萩形ダム管理事務所」に、「北秋田地域振興局建設部河川砂防課森吉ダム管理事務所」を「北秋田地域振興局建設部工務課森吉ダム管理事務所」に、「北秋田地域振興局建設部河川砂防課早口ダム管理事務所」を「北秋田地域振興局建設部工務課早口ダム管理事務所」に改め、同表の一級地の項中「北秋田地域振興局建設部河川砂防課山瀬ダム管理事務所」を「北秋田地域振興局建設部工務課山瀬ダム管理事務所」に、「山本地域振興局建設部河川砂防課素波里ダム管理事務所」を「山本地域振興局建設部工務課素波里ダム管理事務所」に、「山本地域振興局建設部河川砂防課水沢ダム管理事務所」を「山本地域振興局建設部工務課水沢ダム管理事務所」に、「仙北地域振興局建設部河川砂防課鑑畑ダム管理事務所」を「仙北地域振興局建設部工務課鑑畑ダム管理事務所」に、「仙北地域振興局建設部河川砂防課協和ダム管理事務所」を「仙北地域振興局建設部工務課協和ダム管理事務所」に、「雄勝地域振興局建設部企画道路課秋ノ宮道路管理班」を「雄勝地域振興局建設部工務課秋ノ宮道路管理センター」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七十六六（時間外勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則七十六六（時間外勤務手当）の一部を改正する規則

規則七十六六（時間外勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十五条第三項」を「第十五条第六項」に改め、同条第二号中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改め、同号イ及びロ中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同条第二号イ及びロ中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同条を第四条とする。

第一条の見出しを「（条例第十五条第一項の規則で定める割合）」に改め、同条第一項中「一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号。以下「条例」という。）」を「条例」に改め、同条第二項を削り、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（趣旨）

第一条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号。以下「条例」という。）第十五条の規定に基づき、時間外勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条の次に次の一条を加える。

（条例第十五条第三項の規則で定める勤務）

第三条 条例第十五条第三項の規則で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

- 一 正規の勤務時間（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。以下「勤務時間条例」という。）第八条の三第二項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第三条第一項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（人事委員会が定める職員を除く。） 次に掲げる日
 - イ 当該月における日曜日
 - ロ 当該月における週休日の振替（規則八十六（職員の勤務時間、休日及び休暇）第三条第二項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を削り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日（勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）に変更された日
- 二 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第四条第一項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（当該月における週休日（同条の規定により週休日とされた日に限る。以下「原週休日」という。）の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他人事委員会が定める職員を除く。） 次に掲

ける日

イ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

(1) 当該月における日曜日の日数が四である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて四番目の原週休日までの間の原週休日

(2) 当該月における日曜日の日数が五である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて五番目の原週休日までの間の原週休日

ロ 当該月における週休日の振替(規則八一六(職員の勤務時間、休日及び休暇)第三条第二項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限る。)により週休日に変更された日

(1) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が四である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて四番目の原週休日までの間の原週休日

(2) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が五である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて五番目の原週休日までの間の原週休日

三 前二号に掲げる職員以外の職員 前二号に掲げる職員との権衡を考慮して人事委員会が定める日

本則に次の二条を加える。

(条例第十五条第六項の規則で定める割合)

第五条 条例第十五条第六項に規定する規則で定める割合は、百分の二十五とする。

(補則)

第六条 この規則に定めるもののほか、時間外勤務手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七十六七(休日勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七十六七(休日勤務手当)の一部を改正する規則

規則七十六七(休日勤務手当)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成七年秋田県条例第三号」の下に「。以下「勤務時間条例」という。」を加え、「同条例」を「勤務時間条例」に、「又は」を「若しくは」に、「(以下この条において)」を「又は勤務時間条例第八条の四第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日(以下」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七十七五(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七十七五(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則

規則七十七五(義務教育等教員特別手当)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第四条第五号中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則八一六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則八一六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則

規則八一六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「昭和二十八年秋田県条例第二十二号」の下に「。第五条の十五第一項及び第二項において「給与条例」という。」を加える。

第一条の三第一項第一号中「八時間」を「七時間四十五分」に、「(育児休業法)」を「(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。))」に改める。

第三条第二項及び第三項中「半日勤務時間の割振り変更」を「四時間の勤務時間の割振り変更」に改める。

第五条の十四の次に次の一条を加える。

(時間外勤務代休時間の指定)

第五条の十五 条例第八条の四第一項の規定で定める期間は、給与条例第十五条第三項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間に係る月(次項において「六十時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする二月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第八条の四第一項の規定に基づき時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日(条例第十条第一項に規定する代休日をいう。以下同じ。))を除く。第四項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る六十時間超過月における給与条例第十五条第三項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第六項において「六十時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

一 給与条例第十五条第一項第一号に掲げる勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。) 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の二十五を乗じて得た時間数

二 給与条例第十五条第二項(職員の育児休業等に関する条例(平成四年秋田県条例第六号)第十七条又は第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の五十を乗じて得た時間数

三 給与条例第十五条第一項第二号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の十五を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、四時間又は七時間四十五分(年次休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあつては、当該年次休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が四時間又は七時間四十五分となる時間)を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第八条の四第一項の規定に基づき一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第一項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者は、条例第八条の四第一項に規定する措置が六十時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に時に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 時間外勤務代休時間の指定の手續に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第六条第一項中「(同項に規定する代休日をいう。以下同じ。)」を削り、「(休日)」を「(条例第八条の四第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日)」に改める。

第七条第一項中「掲げる日数」を「定める日数」に改め、同項第二号中「百六十時間」を「百五十五時間」に、「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、「一日当たりの平均勤務時間数(育児短時間勤務職員にあつては条例第二条第二項の規定により定められた一週間当たりの勤務時間数を、短時間勤務職員にあつては条例第二条第三項の規定により定められた四週間を超えない期間における勤務時間数をそれぞれ当該期間におけるその者の条例第三条第二項ただし書の規定により勤務時間が割り振られた日の日数で除して得た時間数をいう。以下同じ。)」を「七時間四十五分」に改め、「とする。」を削る。

第七条の三第一項及び第四項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改める。

第七条の四第三号及び第四号中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第九条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、年次休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第九条第三項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項第一号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第二号(一)中「四時間」を「三時間五十五分」に改め、同号(二)中「五時間」を「四時間五十五分」に改め、同号(三)中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第三号中「一時間」を「一分」に改め、同項第四号中「一日当たりの平均勤務時間数(一時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)」を「七時間四十五分」に改める。

第十二条第一項の表ボランティア休暇の項中「五日」の下に「(育児短時間勤務職員及び短時間勤務職員については、その者の勤務時間等を考慮して、人事委員会が別に定める日数)」を加え、同表結婚休暇の項、夏季休暇の項及びリフレッシュ休暇の項中「週休日」の下に「(条例第八条の四第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等)」を加え、同条第二項中「配偶者出産休暇、」を「ボランティア休暇、配

偶者出産休暇、」に、「配偶者出産休暇等」を「ボランティア休暇等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、ボランティア休暇等の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第十二条第三項中「配偶者出産休暇等」を「ボランティア休暇等」に改め、同条第四項中「配偶者出産休暇等」を「ボランティア休暇等」に、「掲げる時間数」を「定める時間数」に改め、同項第一号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第二号中「八時間」を「七時間四十五分」に、「一時間」を「一分」に改め、同項第三号中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第二十二条中「及び」を「、第五条の十五第一項及び第三項並びに」に、「振替等」を「振替等、時間外勤務代休時間の指定」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則九一九（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則九一九（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則

規則九一九（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を次のように改正する。

別表第一中「地方独立行政法人秋田県立病院機構」を「地方独立行政法人秋田県立病院機構
地方独立行政法人秋田県立療育機構」に改め、「秋田県住宅供給公社」及び「社会福祉法人秋田県小児療育事業団」を削る。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

人事委員会規則一〇一四（職員からの苦情相談）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則一〇一四（職員からの苦情相談）の一部を改正する規則

規則一〇一四（職員からの苦情相談）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 職員は、前項の規定にかかわらず、係属中の法第四十六条の規定による勤務条件に関する措置の要求又は法第四十九条の二第一項に規定する不服申立てに関する事案に係る問題について、苦情相談を行うことができない。ただし、人事委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第三条中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第四条第三項に次のただし書を加える。

ただし、人事委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則二二一〇（一般職の任期付研究員の採用等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則二二一〇（一般職の任期付研究員の採用等）の一部を改正する規則

規則二二一〇（一般職の任期付研究員の採用等）の一部を次のように改正する。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「秋田県総合食品研究所」を「秋田県総合食品研究センター」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「高度技術研究所副所長」を「高度技術研究所次長」に改め、同条中同号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第十一条中「午後零時四十五分」を「午後一時」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目 1 番 1 号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目 5 番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目 5 番29号